

令和 6 年度第 1 回神戸市地域包括支援センター運営協議会 次第

令和 6 年 9 月 30 日（月）15：00～17：00

三宮研修センター 7 階 705 会議室

1. 開 会

- (1) 出席者の確認
- (2) 副局長挨拶

2. 議 題

【協議事項】

- (1) 介護予防支援の指定対象拡大に伴う地域包括支援センターの一定の関与について（案）
【資料 1】（P2-3）
- (2) 北鈴蘭台あんしんすこやかセンターの運営について【資料 2】（P4-5）
- (3) 池田宮川あんしんすこやかセンターの所在地変更について【資料 3】（P6）

【報告事項】

- (4) あんしんすこやかセンターにおける柔軟な職員配置について【資料 4】（P7）
- (5) 令和 5 年度あんしんすこやかセンター運営状況【資料 5】
 - ①各業務の取り扱い件数等について（P8-9）
 - ②センター職員の現状について（P10）
 - ③令和 5 年度あんしんすこやかセンター職員研修等（P11）
 - ④各事業の取り組み状況（P12-15）
 - ⑤地域ケア会議進捗状況（P16-17）
 - ⑥神戸市の認知症施策について（P18-20）
- (6) 公正・中立性の確保について【資料 6】
 - ①特定事業者へのサービス集中率について（P21-22）
 - ②介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合の取扱いについて（P23-24）
- (7) 指定居宅介護支援事業者の介護予防支援指定について【資料 7】（P25）
- (8) フレイル改善通所サービスの拡充について【資料 8】（P26-29）
- (9) あんしんすこやかセンター収支決算書・予算書（非公開）【資料 9】

3. 閉会

神戸市地域包括支援センター運営協議会 委員名簿（敬称略）

（選出分野別・五十音順）

【学識経験者】

◎大和 三重 関西学院大学人間福祉学部 教授
藤井 博志 関西学院大学人間福祉学部 教授

【保健医療福祉関係者】

有本 雅子 神戸市介護老人保健施設協会 会長
○久次米 健市 神戸市医師会 副会長
下田 修司 神戸市老人福祉施設連盟 副理事長
本庄 健一 神戸市歯科医師会 理事
毎田 糸美 神戸市シルバーサービス事業者連絡会 副会長
宮内 智也 神戸市薬剤師会 常務理事
宮地 千尋 神戸市民間病院協会 理事

【職能団体】

伊賀 浩樹 神戸市ケアマネジャー連絡会 代表理事
村田 直子 兵庫県看護協会 次長
山内 賢治 兵庫県社会福祉士会 地域包括支援センター支援委員会 委員長

【利用者代表】

下山 真佐江 市民代表委員（1号被保険者）
畑 一成 市民代表委員（2号被保険者）
前田 大輔 認知症の人と家族の会兵庫県支部 事務局長

【地域団体】

近藤 恵 神戸市民生委員児童委員協議会 常任理事
本田 幹雄 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 事業推進局長

【行政】

若杉 穰 神戸市福祉局副局長

◎…委員長 ○副委員長 ☆新委員

介護予防支援の指定対象拡大に伴う地域包括支援センターの一定の関与について（案）

1. 背景

介護保険法の改正により令和 6 年 4 月から、地域包括支援センターの業務負担が一定程度軽減することを目的に、居宅介護支援事業所も介護予防支援の指定を受け「介護予防支援」を担当できるようになった。（※総合事業サービスのみを利用する介護予防ケアマネジメントについては従来通り）

利用者にとって必要となるサービスの適切な選択の支援を行う観点から、地域包括支援センターが、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の内容として一定の関与を行い、地域の状況の把握と共に、必要な助言を行っていく必要がある。

2. 本市におけるあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の関与の方法

- ・介護予防支援を直接担当する指定居宅介護支援事業所は、利用者の住所を担当するあんしんすこやかセンターに初回のみケアプランを提出する。また、要介護になった場合等要支援者ではなくなった場合は、連絡する。
- ・あんしんすこやかセンターは、総合事業における多様なサービス（フレイル改善通所サービス、一般介護予防事業等）を含めた社会資源の情報提供、活用方法の助言を行う。

3. 効果

- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務が効果的に実施する上での関係性を維持できる。
- ・居宅介護支援事業所は、高齢者の地域での自立した日常生活継続を支援するための助言を求めることができる。
- ・あんしんすこやかセンターは、地域の介護予防支援の状況を把握した上で、地域づくりを推進できる。また、介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに移行するケースの円滑な連携を行うことができる。

4. 開始時期

令和 7 年 4 月～

<参考>（厚生労働省資料「令和 6 年度介護報酬改定における改訂事項について」より抜粋）

市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける

介護予防支援費（Ⅰ） 442 単位 ※地域包括支援センターのみ

介護予防支援費（Ⅱ） 472 単位（新設）※指定居宅介護支援事業者のみ

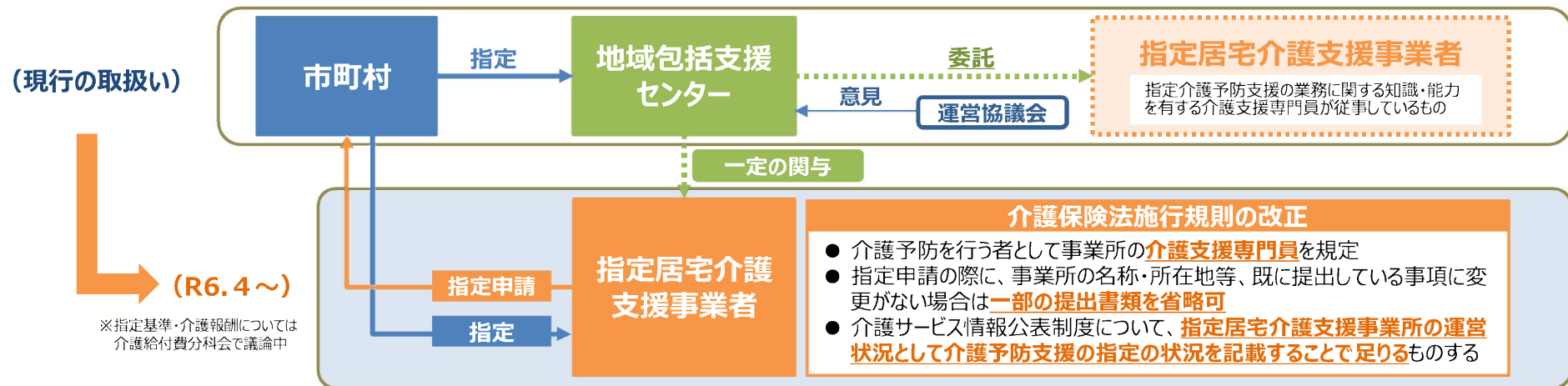
介護予防支援の指定対象の拡大（介護保険法施行規則の改正）

要綱	ライン	ジメト	センター
○			

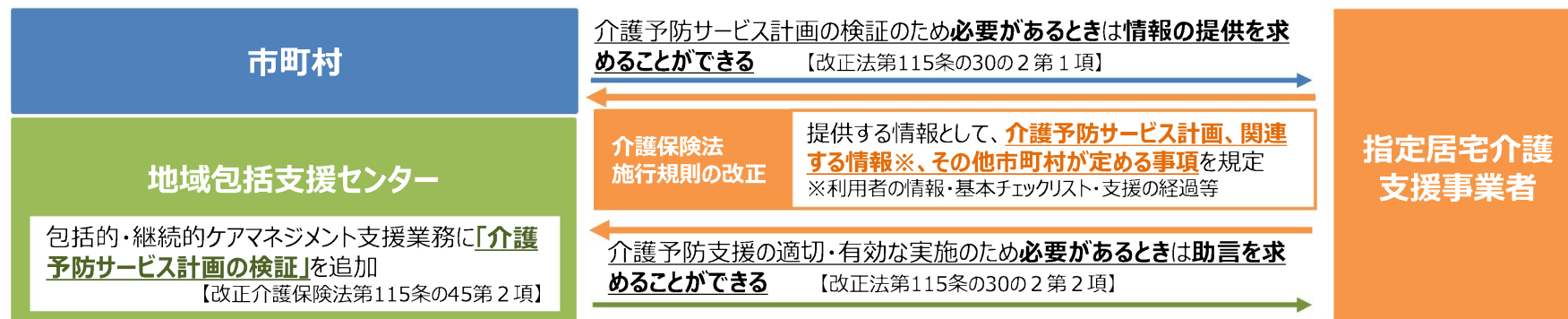
「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、**地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当**である。

1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



北鈴蘭台あんしんすこやかセンターの運営について

1. 運営辞退について

運営法人である独立行政法人地域医療機能推進機構より、北鈴蘭台あんしんすこやかセンターの運営を令和 6 年度末でもって受託終了したい旨の申し出があった。

2. 市の対応方針

令和 2 年度に公募を行い、令和 3 年度から 6 年間の委託契約で運営してもらっており、本来は委託期間満了まで継続してもらうことが望ましい。しかし、運営法人と話し合いを重ねたが運営辞退の意志は固く、また単年度契約でありかつ契約書本文に「運営を辞退する場合は 12 か月前に申し出ること」とあることから、継続運営は難しいと判断した。

当圏域の委託先については、公募により決定する。

3. 対象圏域

北区 No.7

(大脇台、若葉台、惣山町、甲栄台、泉台 (7 丁目 2 番の 1 部を除く)、
山田町小部 (前記を取り巻く地域)、杉尾台、松宮台、山田町下谷上の一部)

4. 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 (2 年間)

※他のセンターと委託期間を合わせる。

5. 公募スケジュール（案）

時期	内容
10月3日 0時	公募要領公開（ケアネット掲載）
10月22日 14時	公募説明会（ZOOM開催）
11月12日	応募受付
11月27日	第2回神戸市地域包括支援センター評価委員会
12月中旬	第2回神戸市地域包括支援センター運営協議会
12月下旬	結果通知
1月	新規法人向け引継ぎ説明会
2～3月中	引継ぎ
4月1日	新規法人運営開始

あんしんすこやかセンター所在地の変更について

(1) 対象あんしんすこやかセンター

池田宮川あんしんすこやかセンター（運営法人：社会福祉法人神戸福生会）

(2) 所在地

変更前：長田区長田町 7 丁目 2 - 4

変更後：長田区宮丘町 1 丁目 3 - 1 1

(3) 変更予定日

令和 7 年 1 月 1 日

(3) 変更理由

現在の所在地は、商店街からは近く交通の便も悪くないものの、担当地域の東端となっており、また、事業所内で各種イベントを行う際、スペースが狭く参加人数が制限される。移転予定先は同法人が運営する「高齢者ケアセンターながたサテライト宮丘」という施設内で、元々当施設内にあった小規模多機能型居宅介護が廃止予定であることから、当施設にあんしんすこやかセンターを移転する。

(4) 変更に対する判断

移転予定先である「高齢者ケアセンターながたサテライト宮丘」は圏域のほぼ中央に位置し、バス道沿い且つバス停からも近い。また、同施設内で、地域に開放できるスペースを十分に確保することが可能であることから、移転して問題ない判断した。

あんしんすこやかセンターにおける柔軟な職員配置について

令和 5 年度第 2 回神戸市地域包括支援センター運営協議会（令和 6 年 2 月 15 日開催）にて協議・承認いただいた以下の 2 項目について改正を行いましたのでご報告いたします。

1. 人員配置基準（改正日：令和 6 年 4 月 5 日）

「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」（令和 6 年 4 月 1 日施行）を受け、以下の通り改正した。

<改正内容>

あんしんすこやかセンターの人員配置基準に以下の例外規定を設ける。（地域支え合い推進員は除く）

職員配置数が 3.0 を超えるセンターは、1.0 の職員について常勤換算方法による配置が可能。ただし、常勤換算方法により配置した職員は専従とし、他の業務との兼務は認めない。（指定介護予防支援事業所を除く）

例① 職員配置数 5.0 → 6 人配置（1.0 を 4 人 + 0.5 を 2 人）

※6 人全員が兼務不可

例② 職員配置数 5.5 → 7 人配置（1.0 を 4 人 + 0.5 を 3 人）

※6 人は兼務不可、0.5 の職員 1 人のみ兼務可

2. 「主任介護支援専門員に準ずる者」の資格要件（改正日：令和 6 年 8 月 20 日）

国通知「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正（令和 6 年 8 月 5 日施行）を受け、以下の通り改正した。

<改正内容>

あんしんすこやかセンター職員の資格要件に、「主任介護支援専門員に準ずる者」を追加する。

○要件

センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算 5 年以上である者（※）

※主任介護支援専門員研修の受講要件を満たしていること

《参考：兵庫県が主催する主任介護支援専門員研修の受講要件緩和》

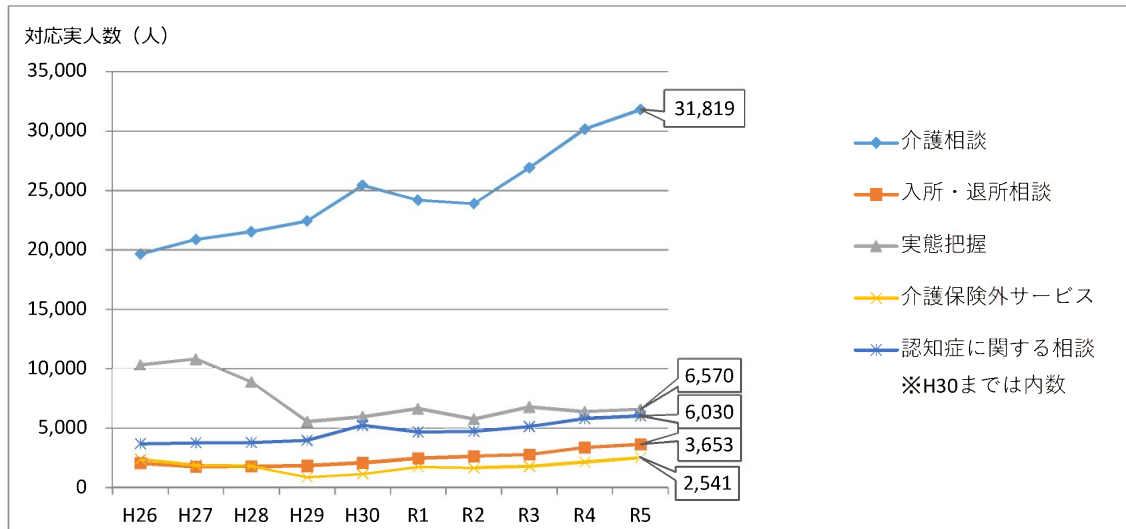
令和 6 年度より、主任介護支援専門員研修の受講要件として、「地域包括支援センターにおいて、常勤として包括的支援業務と介護予防支援業務を兼務している期間（介護支援専門員証が交付されている期間のみ算定可）が通算して 5 年（60 か月）以上である者。なお、専任の介護支援専門員として従事した期間も含む。」が新たに追加されました。

令和5年度 あんしんすこやかセンター運営状況

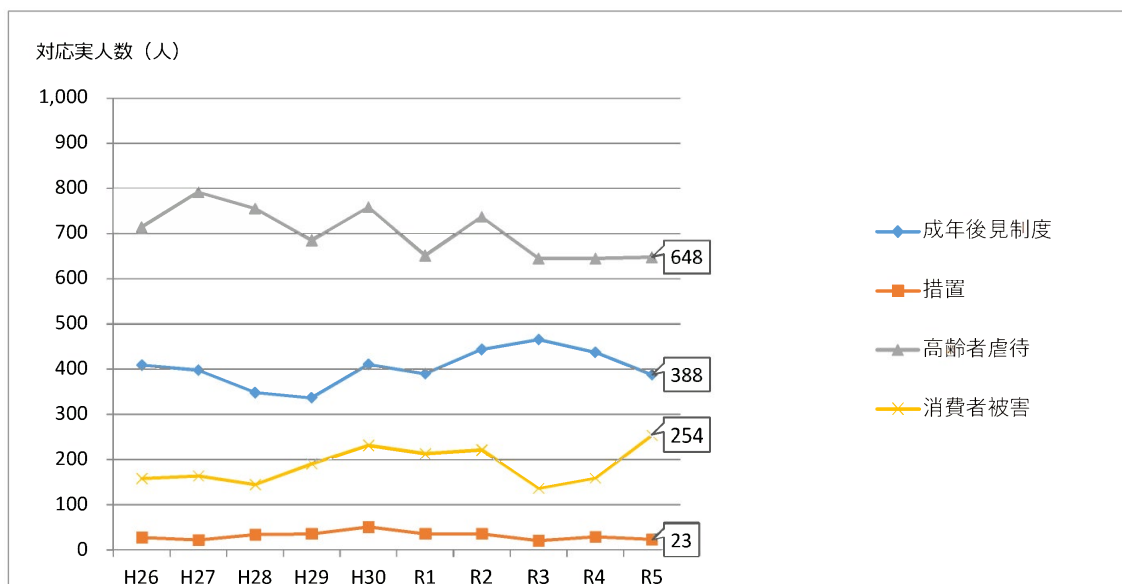
資料5

各業務の取り扱い件数に関する経年変化について

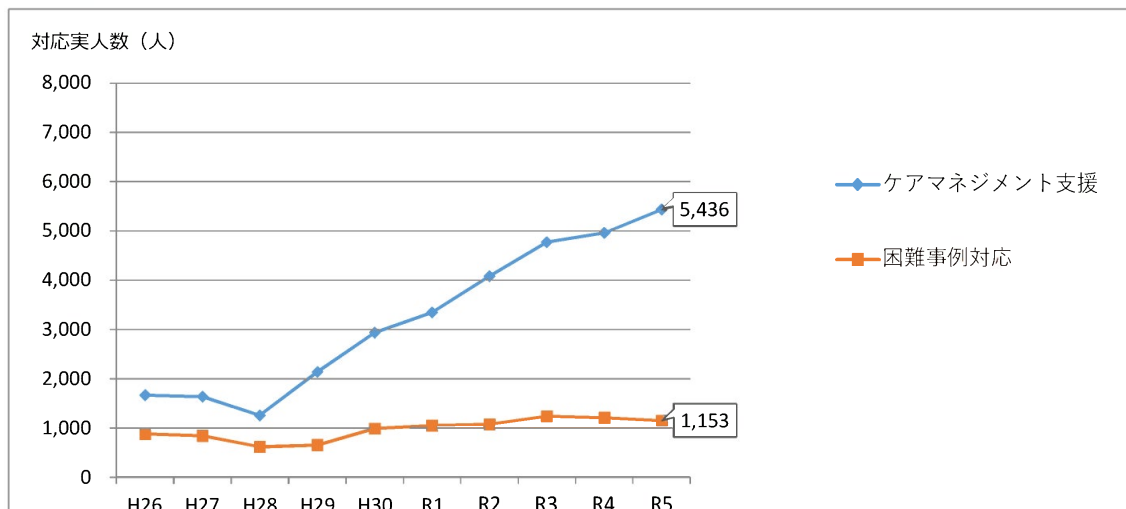
1. 総合相談支援



2. 権利擁護



3. 包括的・継続的ケアマネジメント



各業務の取り扱い件数等について（令和5年度月別実績報告書より）

1. 相談対応件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・ 介護予防ケアマネ ジメント	権利擁護				包括的・継続的 ケアマネジメント		地域支 え合い 活動推 進業務	認定 申請	その 他	合計
	介護 相談	入所・ 退所 相談	認知症 に関する 相談	実態 把握	介護保 険外 サービス	基本 チェッ クリス ト		成年 後見 制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害	ケアマ ネジメ ント支 援	困難 事例 対応				
電話	53,319	7,413	14,549	9,299	2,490	93	72,187	891	131	5,234	281	14,463	9,086	2,314	4,821	9,650	206,221
うち時間外対応	2,727	263	674	474	113	3	2,555	7	0	288	10	437	470	58	126	511	8,716
来所	13,543	1,412	2,816	1,017	914	298	3,652	173	9	419	29	1,654	769	1,358	9,646	1,458	39,167
うち時間外対応	774	93	154	54	45	14	164	4	0	27	2	64	39	14	350	100	1,898
訪問	11,317	1,027	3,933	7,443	1,157	810	29,122	504	26	1,381	108	2,192	2,544	3,487	14,721	2,344	82,116
うち時間外対応	477	37	177	249	41	29	763	8	4	75	6	78	98	54	383	139	2,618
その他	2,459	437	1,347	1,213	320	24	4,507	135	16	1,594	58	1,315	1,048	5,505	1,500	2,319	23,797
うち時間外対応	110	18	58	61	14	3	215	2	1	54	4	52	57	141	56	270	1,116
①相談対応延べ件数	80,638	10,289	22,645	18,972	4,881	1,225	109,468	1,703	182	8,628	476	19,624	13,447	12,664	30,688	15,771	351,301
前年度比	3%	8%	-1%	-1%	18%	-5%	-2%	-10%	-10%	0%	59%	2%	-10%	-5%	-6%	11%	0%
1圏域あたり(件)	1,034	132	290	243	63	16	1,403	22	2	111	6	252	172	162	393	202	4,504
②うち時間外対応件数	4,088	411	1,063	838	213	49	3,697	21	5	444	22	631	664	267	915	1,020	14,348
前年度比	5%	19%	-6%	-7%	57%	48%	-18%	-40%	-50%	-2%	47%	-5%	-11%	-19%	7%	21%	-3%
1圏域あたり(件)	52	5	14	11	3	1	47	0	0	6	0	8	9	3	12	13	184
③相談対応実人数	31,819	3,653	6,030	6,570	2,541	1,021	14,758	388	23	648	254	5,436	1,153	2,953	24,917	4,834	106,998
前年度比	5%	8%	4%	3%	17%	-2%	-2%	-11%	-21%	0%	59%	9%	-5%	-17%	-8%	4%	0%
1圏域あたり(人)	408	47	77	84	33	13	189	5	0	8	3	70	15	38	319	62	1,372

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外（休日、祝日を含む）に受付・対応した件数

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがお の窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	28	42	24	3	3	100
実人数	28	40	24	3	3	98

3. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス 担当者会議
回数	230,557	29,787

4. 地域支え合い活動推進事業・会議等

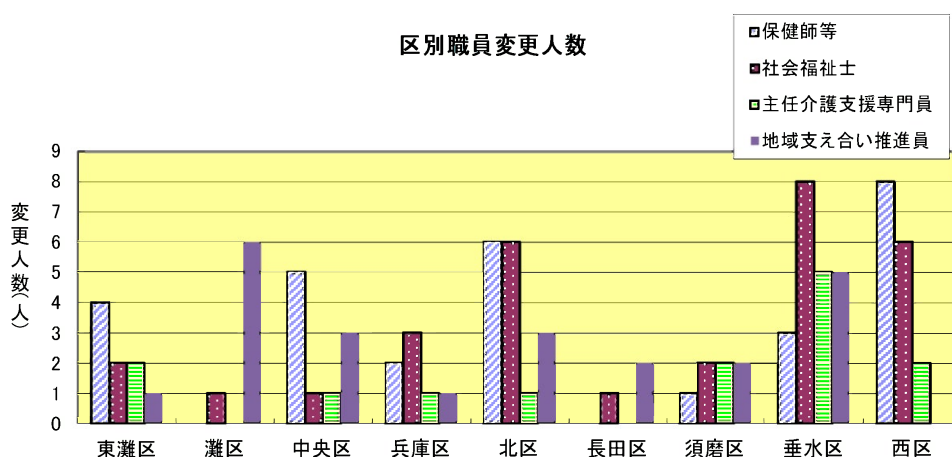
実施内容		令和5年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	197 件	-3.0%	2.5 件
	参加人数	3,778 人	5.7%	48.4 人
	(内訳)協議体開催数	64 件	-12.3%	0.8 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	212 件	-19.7%	2.7 件
	参加人数	681 人	-3.8%	8.7 人
自センター主催の会議等	開催数	487 件	-7.6%	6.2 件
	参加人数	5,670 人	-2.4%	72.7 人
小地域支え合い連絡会	開催数	694 件	2.2%	8.9 件
	参加人数	7,642 人	10.1%	98.0 人
行政等主催の会議等	開催数	3,610 件	4.7%	46.3 件
	参加職員数	4,553 人	4.2%	58.4 人
地域主催の会議等	開催数	6,647 件	13.0%	85.2 件
	参加職員数	8,864 人	4.6%	113.6 人
ケアマネ等研修会	開催数	265 件	5.2%	3.4 件
	参加人数	2,310 人	11.9%	29.6 人
介護リフレッシュ教室	開催数	412 件	0.7%	5.3 件
	参加人数	3,286 人	10.5%	42.1 人
運営推進会議	開催数	1,105 件	117.1%	14.2 件
	参加職員数	1,202 人	100.7%	15.4 人
研修	回数	1,563 件	-1.0%	20.0 件
	受講職員数	2,518 人	5.7%	32.3 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	1,175 件	-8.1%	15.1 件
	参加職員数	1,818 人	0.1%	23.3 人
他機関との連絡調整	件数	69,135 件	-7.9%	886.3 件

センター職員の現状について

①各区地域包括支援センター現職数（R6. 3. 31現在）

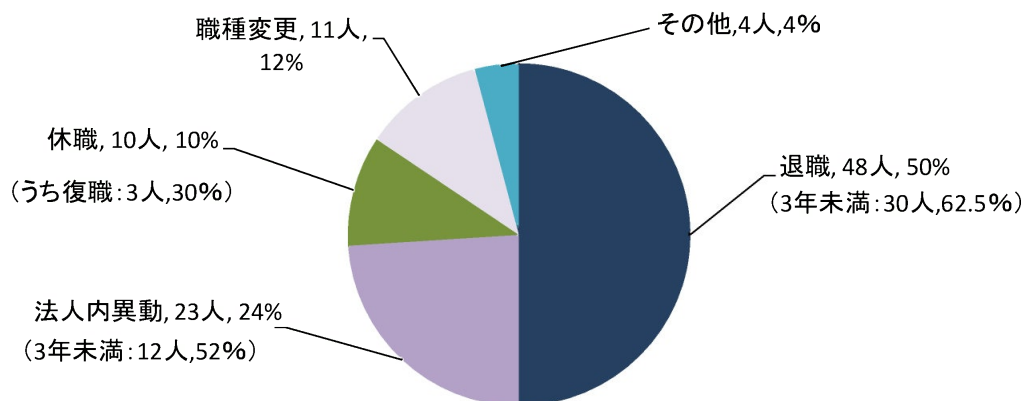
現職数	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	合計(a)
保健師等	13	10	8	8	13	8	12	13	15	100
社会福祉士	19	8	9	11	22	9	12	17	19	126
主任介護支援専門員	14	6	8	8	10	9	11	13	11	90
地域支え合い推進員	11	10	8	9	10	10	8	12	9	87
合計	57	34	33	36	55	36	43	55	54	403

②地域包括支援センター職員変更の状況（R5. 4. 1～R6. 3. 31）



職員変更回数	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	合計(b)	(b)/(a)
保健師等	4	0	5	2	6	0	1	3	8	29	29%
社会福祉士	2	1	1	3	6	1	2	8	6	30	24%
主任介護支援専門員	2	0	1	1	1	0	2	5	2	14	16%
地域支え合い推進員	1	6	3	1	3	2	2	5	0	23	26%
合計	9	7	10	7	16	3	7	21	16	96	24%

職員変更理由内訳



令和5年度あんしんすこやかセンター職員研修等

	研 修 名	内 容・対象者	センター職員 の参加人数	回 数	日 程
神 戸 市 実 施 分	地域包括支援センター 初任者研修等	介護保険事業新任職員研修	—	1回	オンデマンド（春～夏）
		初任者研修	75名	—	通年 （資料確認による研修）
	運営管理者研修	運営管理者研修	75名	1回	隔年開催
	テーマ別研修	地域マネジメント	78名	1回	11/28
		各区発表会	78名	各区1回	3月
		全市発表会			
		地域診断研修			
	認知症地域支援推進員研修	センター職員	76名	1回	8/23
	神戸市若年性認知症支援研修会	センター職員	10名	1回	2/26
	高齢者虐待対応研修	センター職員	181名	4回	7/6、8/21、10/30、 12/15
	介護予防・フレイル予防研修	センター職員	78名	1回	12/25
	介護予防ケアマネジメント 従事者研修	新任者研修 介護予防支援業務新任者	80名	3回	7/4、11/13、3/22
		現任者研修 介護予防支援業務従事者	—	1回	オンデマンド （3～4月末）
		スキルアップ研修			
		予防専従プランナー研修 （対象：予防専従プランナー）			
	各区センター連絡会	センター職員		毎月 開催	
	代表者会	各区職種の代表者	各10名	4回	職種共通：8/16・1/17 職種別：9/14（地域支え合 い推進員） 12/20（保健師看護師）
国	職員基礎研修	センター職員	個人申込のため 集計していない	1回	オンデマンド（7/28～ 8/31）
国	課題別研修（高齢者虐待対応のプ ロセス）	センター職員	個人申込のため 集計していない	1回	オンライン（10/17、 10/26、11/2）
県	相談対応力向上研修	センター職員、市町担当者	個人申込のため 集計していない	1回	オンライン（7/19、 8/17、9/15、10/27）

各事業の取り組み状況

【新たな取り組み】

« 令和 6 年度 »

●kintone の導入(令和 6 年 7 月～)

あんしんすこやかセンターの委託運営に関する書類の一部（消費者被害報告・介護リフレッシュ教室報告など）を kintone で作成・提出できるようにすることで、事務負担軽減を図っている。（提出できる書類の種類は今後も増やしていく予定）

また、今まで介護保険課からの案内は Microsoft Teams を利用して行っていたが、Teams は「動作が重い」「ファイルが探しづらい」などの問題点があったため、kintone での発信に統一することで、確認時間の短縮を図っている。

●入職2・3年目職員に対する研修(令和 7 年 1 月ごろを予定)

あんしんすこやかセンター職員の定着を図ることを目的に、入職 2・3 年目の職員を対象に、日頃の業務をふりかえる機会を持ち、他センターの取り組みを知ることで、モチベーション維持向上につなげるための研修を行う。

●災害時対応ガイドラインの作成

災害時活動検討ワーキングや代表者会にてあんしんすこやかセンターにおける災害時の取り組みについて検討を重ね、令和 6 年 4 月に神戸市あんしんすこやかセンター災害時対応ガイドラインを作成した。災害時に速やかに連携が図れるよう地域や居宅介護支援事業者をはじめとした関係機関等と平常時から防災・減災について引き続き話し合いを各区・センター圏域レベルで推進する。

●「介護で働くみんなを応援！コウベ de カイゴ」サイトにあんしんすこやかセンター職員のインタビュー記事を掲載(令和 6 年 12 月予定)

介護人材確保プロジェクトとして開設している「コウベ de カイゴ」サイトは、主に介護職員に関する各種情報を掲載していたが、あんしんすこやかセンターを知ってもらう機会を増やすため、あんしんすこやかセンター職員のインタビュー記事を掲載して、センターの人材確保につなげていく。

※令和 5 年度に開設した「あんしんすこやかセンター職員募集」ページの更新情報を、「コウベ de カイゴ」に掲載。

≪ 令和 5 年度 ≫

●ハラスメント対策マニュアルの作成および IC レコーダー貸与

近年、介護現場やあんしんすこやかセンターの支援する現場での高齢者や家族等による職員へのハラスメントが少なからず発生していることを受け、ハラスメントの予防・対策を講じることで安心して働き続けられる環境を築くため、令和 6 年 3 月にハラスメント対策マニュアルを作成した。

また、ハラスメント対策の一環で、全センターに対し、訪問・電話時に使用可能な仕様の IC レコーダーを貸与した。

【従前からの取り組み】

●運営管理者研修(令和 3 年度より隔年実施)

離職防止やセンターの組織力向上のためには 4 職種の研修だけでなく運営管理者に向けた研修が必要であるという運営協議会のご意見を踏まえ、運営管理者研修を実施している。

【令和 5 年度】

<開催日程> 令和 5 年 9 月 1 日（金）

<講 師> 関西学院大学人間福祉学部 教授 藤井博志氏
社会福祉法人神戸福生会 業務執行理事 山内賢治氏

<講義内容> 『地域包括支援センターをめぐる政策動向とマネジメント』
-包括的支援体制時代の地域包括支援センター-
『運営管理に必要な新たな視点』『運営管理者の心構え・役割』
グループワーク（感想・運営管理者として今後取り組みたいこと）
質疑応答と講師によるコメント・トークセッション

●リハビリ専門職の同行訪問(令和 2 年度より実施)

要支援者に対し、リハビリ専門職がケアプラン作成者の訪問に同行する事業。リハビリ専門職が利用者の心身状態を確認し、状態の改善や重度化防止を目指した生活や訓練を利用者や家族に提案、また、目標に即したサービス提供に繋がられるように支援している。

<年度別実績報告>

	利用あんしんすこやかセンター数	利用者数
令和 3 年度	58	211
令和 4 年度	51	243
令和 5 年度	53	202

●複数の課題を持つ世帯への対応

あんしんすこやかセンターが相談対応を行う中で、高齢者本人だけでなくその家族等に対しても支援が必要なケースに対して「こども・若者ケアラー相談・支援窓口」や「ひきこもり支援室」と連携しながら相談対応をしている。

※令和 6 年度に、5 年度の実績に関する事例報告集を作成。

< 年度別実績報告（月別実績報告書より） >

○こども・若者ケアラー支援

	相談対応実人数	支援室と 連携した実人数
令和 3 年度	15	4
令和 4 年度	32	18
令和 5 年度	104	25

○ひきこもり支援

	相談対応実人数	支援室と 連携した実人数
令和 3 年度	40	9
令和 4 年度	49	15
令和 5 年度	54	19

●弁護士相談(令和 3 年度より実施)

あんしんすこやかセンターが個別対応を行う中で困難と感じる問題を解決するため、法的な観点から専門的な助言を受け、適切な対応を行うことを目的とし、兵庫県弁護士会と委託契約を締結し、あんしんすこやかセンター弁護士相談を実施している。

全区を 5 ブロックに分け、各ブロック年 12 回（合計 60 回）開催している。

※申込方法について、今まではエクセルの申込書を作成し介護保険課宛にメールで提出してもらっていたが、令和 6 年度より kintone での申込に変更した。

< 相談実績 >

	相談件数
令和 3 年度	25
令和 4 年度	28
令和 5 年度	26

●巡回派遣員による新人職員支援(令和 5 年度より実施)

入職 3 か月以内の新規職員に対して、巡回派遣員訪問時に介護予防ケアマネジメント業務やセンター業務について個別説明や相談対応に応じる。併せて 1 か月後に巡回派遣員より、新規職員へ電話をかけ、困りごと等の相談対応に応じ職員の離職防止や育成支援等に努める。

<新規職員への面談実績>

	面談人数
令和 5 年度	22 人

●変更届出書等の提出方法変更(令和 5 年度より実施)

センターの運営内容や職員配置等に変更が生じた際に提出が必要な各種変更届について、ペーパーレス化の推進およびセンター職員の事務負担軽減のため、提出方法を郵送からメール（データでの提出）に変更した。

※令和 6 年度中に届出方法を kintone へ変更予定

●神戸ケアネット(神戸市 HP)へのセンター職員募集情報掲載(令和 5 年度より実施)

センターが人材確保に苦慮しているという声を受け、神戸市ホームページ上の「神戸ケアネット」に各あんしんすこやかセンターの職員募集情報（求人情報）を掲載することとした。

※令和 6 年度中に掲載依頼方法を kintone へ変更予定

※令和 6 年度より、当ページの更新情報を、「コウベ de カイゴ」に掲載。

地域ケア会議について

1. 地域ケア会議の概要

地域ケア会議とは、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた会議である。地域ケア会議には、①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能、④地域づくり・資源開発機能、⑤政策形成機能という5つの機能がある。神戸市では、平成27年度から地域包括支援センターおよび区に地域ケア会議を設置している。区の地域ケア会議で出された意見・課題は市で集約し、市全体の取り組みにつなげていく。また、平成27年度から全区に協議体（※）を設置し、資源開発等において、地域ケア会議と連動させてきた。（※協議体とは、生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、地域の住民や事業者・NPO等の多様な主体が情報共有を行い、連携・協働による資源開発を推進する会議を指す。）

（参考）地域ケア会議参加者

- ・介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者（医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師など）、民生委員、住民組織、社会福祉協議会、ケースの当事者や家族（個別課題の場合）、その他必要に応じ、警察、消防、金融機関、地元商店街等

◇地域ケア会議開催実績（概ね小学校区で実施）

	30年度	31年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度
地域包括支援センター	76センター	75センター （※）	71センター （※）	73センター （※）	75センター	76センター
（全76センター）	293回	247回	145回	172回	203回	197回
各区	9区	9区	6区	7区	8区	9区

（※）全センターで開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により数センターで開催中止となった

2. センターレベルの地域ケア会議で検討した事項（令和5年度）

- ・認知症・見守りに関すること（個別支援・見守り体制の構築に向けての話し合い等）
- ・セルフネグレクトを早期発見する仕組みの検討
- ・災害時の対応を通して考える地域コミュニティとの連携やネットワーク形成
- ・複合的課題を抱える世帯の支援に関すること（8050問題・ヤングケアラー等、気になる世帯を見つけた際の相談窓口の周知・関係機関との連携やネットワーク形成）
- ・介護予防に関すること（フレイル等の情報提供と、フレイル予防のための取り組みの検討）
- ・つどいの場への支援に関すること（住民主体のつどいの場の立ち上げ支援）

3. 区地域ケア会議で検討中の事項（令和5年度）

（1）認知症に関すること

- ・認知症の人が健康診断や定期受診を受けやすくする仕組みづくり
- ・こどもや働く世代への認知症の啓発

（2）高齢者の見守りに関すること

- ・地域における担い手不足と孤立を防ぐ見守りについて
- ・高齢者虐待や精神疾患を持つ人等、複数課題を抱える世帯への支援のみまもり体制について

（3）フレイル予防・つどいの場への支援に関すること

- ・ICTを活用した介護予防や社会参加の取り組みに向けて
- ・フレイル予防を継続するための工夫や今後の展開について
- ・認知症・フレイル・介護予防における早目のアプローチについて

3. 政策への反映

- ・認知症に関する課題については、認知症の人にやさしいまちづくり条例に基づく認知症施策の推進につながった。
- ・令和5年度よりひきこもり状態にある方や家族への相談支援、ヤングケアラー及び再犯防止を担当する相談支援課を創設したことにより、複合的な課題（8050問題やヤングケアラー等）を抱える世帯に対して専門的な支援につながった。
- ・令和6年度より神戸市の精神保健福祉対策強化のため、健康局保健課が区保健福祉課とともに支援を行う神戸市精神保健福祉・多職種アウトリーチ支援事業が開始した。

神戸市の認知症施策について（神戸市認知症の人にやさしいまちづくりの推進）

1 認知症神戸モデルの推進

（1）認知症神戸モデルの概要

認知症神戸モデルとは、診断助成制度と事故救済制度を組み合わせ実施し、その財源は、超過課税の導入により、市民の皆様から広くご負担いただくこととする取り組み。

●診断助成制度（平成 31 年 1 月 28 日開始）

65 歳以上の市民を対象に、認知症の疑いがあるかどうかを診る認知機能検診と、疑いがある方については、認知症かどうかと、軽度認知障害（MCI）も含めて、病名の診断を行う認知機能精密検査を組み合わせた 2 段階方式による制度（いずれも自己負担のない仕組み）。

令和 6 年 4 月からは認知症新薬（レカネマブ）にも対応し、認知症新薬の投与対象かどうかの診断に係る検査費用も助成している。※薬代を含む診断後の治療費は助成の対象外

○実施医療機関（令和 6 年 6 月末まで）

第 1 段階：466 箇所

第 2 段階：61 箇所（認知症疾患医療センター 7 箇所含む）

○認知機能検診受診者数 78,466 人（令和 6 年 5 月末まで）

（令和 6 年 6 月末速報値：79,067 人）

○認知機能精密検査受診者数 16,857 人（令和 6 年 5 月末まで）

（令和 6 年 6 月末速報値：17,087 人）

○受診券一斉送付

令和元年度、75 歳以上の方（220,236 人）に受診券を発送。

令和 2 年度、75 歳に到達する方（13,797 人）に受診券を発送。

令和 3 年度、75 歳・80 歳・85 歳に到達する方（44,949 人）に受診券を発送。

令和 4 年度、75 歳・80 歳・85 歳に到達する方（51,858 人）に受診券を発送。

令和 5 年度、75 歳以上の方（245,365 人）に受診券を発送。

令和 6 年度、70～75 歳に到達する方（約 117,000 人）に受診券を発送予定。

●事故救済制度（平成 31 年 4 月 1 日開始）

認知症と診断された場合、①賠償責任保険に市が加入、②事故の場合、コールセンターで 24 時間 365 日相談対応、③所在がわからなくなったらかけつけ（GPS 安心かけつけサービス）の 3 つのサービスが受けられる。また、全市民を対象に④認知症の人が起こした事故に遭われた場合、賠償責任の有無にかかわらず見舞金（給付金）を支給する。

○支給実績 54 件（見舞金 19 件、賠償責任保険 35 件）（令和 6 年 6 月末まで）

2 認知症の人にやさしいまちづくりに関する施策の推進

(1) WHO 神戸センターと神戸大学等による共同研究への協力を実施

介護予防事業の対象者選定に用いる「基本チェックリスト」に回答した約8万人のデータやフレイルチェック結果データと、その後の要介護状態との、認知症関連の比較・分析を実施。本市はデータの提供等による協力・連携。

(2) 認知症初期集中支援チーム

あんしんすこやかセンターで相談を受けたものの、受診拒否・認知症による行動の問題が顕著で対応に苦慮している方などへの対応のため、自宅を看護師等の専門職のチームが訪問し、介護や医療に繋げる事業。

※令和5年度：相談件数：189件、訪問回数：2,184回

(3) こうべオレンジダイヤル

認知症の総合電話相談窓口として、相談内容に応じて、市内で実施している介護情報の提供や、適切な機関の紹介、関係機関（あんしんすこやかセンター等）との連携を行うほか、必要に応じて、初期集中支援チームと連携して対応を行っている。

※令和5年度：相談件数 864件

(4) 認知症疾患医療センター

認知症の鑑別診断に加え、専門医療相談及び診断後の相談支援（電話・面談）を実施する地域での認知症医療提供の拠点。市内に7箇所設置。

認知症の人の状態に応じた対処についての学習の機会の提供や、認知症の方本人同士や家族同士の交流などを目指す認知症サロンを各センターで実施。

※令和6年度より、認知症新薬に係る相談支援等機能が必須化された。

※令和5年度：相談件数 9,420件 鑑別診断件数：2,247件

(5) 認知症地域支えあい推進事業

認知症の方や認知症の疑いのある方が、生きがいを持って積極的に社会参加できるよう、地域における認知症についての理解を深める学習会の開催や、認知症予防の取組みを支援するため、地域に専門職を講師として派遣。

※令和4年10月より講師派遣開始

※令和5年度 115団体（合計205回）講師派遣実施

(6) KOBE みまもりヘルパー

認知症または軽度認知障害（MCI）と診断された方を対象に、ご自宅に訪問し、見守りや話し相手、外出の付き添い等（介護保険外サービス）を実施。

※令和3年3月開始

※令和6年6月末時点 利用登録者数：59名

(7) 認知症カフェ登録事業の推進

認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが自由に参加し、気軽に交互交流や相談等ができる地域に開かれた集いの場を登録・紹介。

※令和6年8月1日時点：40箇所



(8) あんしんすこやかセンター単位での声かけ訓練の実施

認知症の人の地域での見守り体制を構築するため、あんしんすこやかセンター単位での声かけ訓練を実施する。

※令和5年度 52センターで実施



(9) 認知症サポーターの養成

地域全体で認知症の人を見守るため、国が規定する研修を実施し修了者には認知症の人の理解者の証であるオレンジリングを配布。

※令和5年度末時点 受講者累計 138,976名（うち企業等 31,849名、学校 31,951名）

(10) 高齢者安心登録事業の推進

行方不明などの心配がある在宅高齢者が事前登録を行い、あんしんすこやかセンターや警察等と情報を共有するとともに、行方不明時には電子メールで行方不明発生情報を配信し、警察への情報提供を呼びかけ、早期発見と保護を目指す。

※令和6年6月末時点 登録高齢者：2,353名、捜索協力者の登録状況：771名

公正・中立性の確保について

① 特定事業所へのサービス集中率について

—公正中立の判断基準作成のために—

「地域包括支援センターが作成する介護予防ケアプランの作成において正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏りがいないこと」の報告基準について次のとおりとする。

当分の間、当該地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）が作成した介護予防サービス計画（委託分も含む）のうち、介護予防訪問サービス、介護予防通所サービス、介護予防通所リハビリ、介護予防福祉用具貸与及び生活支援訪問サービスが提供されている介護予防サービス計画の数をそれぞれ集計し、それぞれのサービスについて、最もその紹介件数の多い事業所（以下「紹介率最高事業所」という）の介護予防サービス計画数の占める割合が50%を超えた地域包括支援センターに対し、区から事情を聴取し、区運営協議会への報告事項とする。

1. 判断基準の判定方法

地域包括支援センターごとに、次の計算式により計算し、①～⑤のそれぞれが50%を超えたとき、各区健康福祉課から当該地域包括支援センターへ事情を聴取し、当協議会に報告する。また、事情を聴取する上で、正当な理由についても検討していく。

- ① 介護予防訪問サービスにかかる紹介率最高事業所の介護予防サービス計画数
÷ 介護予防訪問サービスを位置づけた計画数
- ② 介護予防通所サービスにかかる紹介率最高事業所の介護予防サービス計画数
÷ 介護予防通所サービスを位置づけた計画数
- ③ 介護予防通所リハビリにかかる紹介率最高事業所の介護予防サービス計画数
÷ 介護予防通所リハビリを位置づけた計画数
- ④ 介護予防福祉用具貸与にかかる紹介率最高事業所の介護予防サービス計画数
÷ 介護予防福祉用具貸与を位置づけた計画数
- ⑤ 生活支援訪問サービスにかかる紹介率最高事業所の介護予防サービス計画数
÷ 生活支援訪問サービスを位置づけた計画数

参考．サービスの偏りにかかる正当な理由の例

- ① サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合
- ② 介護予防訪問サービス、介護予防通所サービス、介護予防通所リハビリ、介護予防福祉用具貸与及び生活支援訪問サービスが提供されている介護予防サービス計画の数が少ない場合（10件以下）
- ③ 当該圏域に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
- ④ その他正当な理由がある場合

《平成19年3月22日市運営協議会決定》

《平成29年2月9日市運営協議会改定》

介護予防支援業務における特定事業所へのサービス集中度

《令和6年2月給付管理データにおけるケアプラン数11件以上で集中度50%を超えるものを調査。》

サービス種別	センター所在区	集中度	集中件数	／	全体件数	集中にかかる理由
生活支援訪問サービス	中央	70%	16	／	23	当該圏域内にサービス事業所が少数である(17)
	北	51%	21	／	41	サービスの質が高い(11)・当該圏域内にサービス事業所が少数である(10)
	北	55%	17	／	31	当該圏域内にサービス事業所が少数である(17)
	北	75%	9	／	12	サービスの質が高い(2)・医師・知人からの紹介(1)。他事業所で調整をしたが対応不可であった(6)
介護予防通所サービス	中央	55%	42	／	76	サービスの質が高い(4)・利用者宅との地理的利便性(22)・医師知人からの紹介(13)・リハビリ特化型デイがここしかないため(3)
	西	54%	61	／	112	サービスの質が高い(46)・利用者宅との地理的利便性(5)・医師知人からの紹介(7)・運動特化型デイが圏域に1カ所しかない(3)
介護予防通所リハビリ	東灘	51%	19	／	37	サービスの質が高い(10)・指定居宅介護支援事業者への委託(9)
	灘	59%	16	／	27	サービスの質が高い(6)・利用者宅との地理的利便性(5)・医師・知人からの紹介(5)
	中央	52%	15	／	29	サービスの質が高い(2)・利用者宅との地理的利便性(3)・医師知人からの紹介(10)
	北	58%	14	／	24	利用者宅との地理的利便性(10)・医師知人からの紹介(4)
	長田	63%	50	／	80	医師知人からの紹介(50)
	長田	71%	60	／	85	医師知人からの紹介(60)
	須磨	58%	28	／	48	短時間のリハビリかつ近隣の施設を利用したい(28)
	垂水	55%	16	／	29	サービスの質が高い(6)・利用者との地理的利便性(3)・医師・知人からの紹介(7)
	垂水	59%	10	／	17	医師・知人からの紹介(10)
	西	86%	12	／	14	当該圏域内にサービス事業所が少数である(12)

②介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合の取扱いについて

圏域内の介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合に、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業者への引き継ぎ方法について、次のとおりとする。

【対象者】

地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行っていた事業対象者や要支援者（サービス利用していない人も含む）

【指定居宅介護支援事業者の選定について】

1. 選定にあたっては利用者の希望する指定居宅介護支援事業者を優先する。
2. 利用者の希望する事業者がない場合は、地域包括支援センターより指定居宅介護支援事業者リスト（区内）を提示し、利用者が選択する。
3. 「指定居宅介護支援事業者の選定における確認書（別紙）」に利用者が署名する。

【利用者が確認書を記入しない場合】

利用者が確認書を記入しない場合は、その理由を支援経過記録用紙に明記する。

《平成１９年３月２２日市運営協議会決定》

《平成２９年２月９日市運営協議会改訂》

介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態になったときの確認書の使用状況

全市

(R5年度)

センター名	要介護 になった 人数(A)	事業者 未決定 人数(死 亡等) (B)	確認書 必要人 数(C)= (A)-(B)	確 認 書 あ り					確 認 書 な し						
				件 数 (D)=(E)+(F)	本人希望による事 業者決定(E)		一覧表提示による事 業者決定(F)		件 数 (G)=(H)+(I)+(J)+(K)		本人 拒否 (H)	本人 死亡 (I)	入院中 (J)	その他 (K)	その他の理由
東灘区	611	107	504	504	371	74%	133	26%	0	0	0	0	0	0	
灘区	376	74	302	301	209	69%	92	30%	1	0	1	0	0	0	
中央区	452	79	373	373	298	80%	75	20%	0	0	0	0	0	0	
兵庫区	478	98	380	380	313	82%	67	18%	0	0	0	0	0	0	
北区	751	143	608	608	431	71%	177	29%	0	0	0	0	0	0	
長田区	549	120	429	429	304	71%	125	29%	0	0	0	0	0	0	
須磨区	578	114	464	464	301	65%	163	35%	0	0	0	0	0	0	
垂水区	826	151	675	675	500	74%	175	26%	0	0	0	0	0	0	
西区	598	113	485	485	383	79%	102	21%	0	0	0	0	0	0	
合 計	5,219	999	4,220	4,219	3,110	74%	1,109	26%	1	0	1	0	0	0	

指定居宅介護支援事業者の介護予防支援指定について

資料 7

令和6年度介護保険法の改正において、介護予防支援については、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所も指定を受けることができることとなりました。改正後に介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所は以下のとおりです。

【介護予防支援（指定居宅介護支援事業者）】（60事業者）

令和6年9月1日現在

区	介護事業所番号	事業所-名称	事業所-所在地	指定年月日	申請者-法人名
東灘	2870100043	特定非営利活動法人神戸ライフ・ケア協会	東灘区御影中町2丁目3番23-201号	令和6年4月1日	特定非営利活動法人神戸ライフ・ケア協会
東灘	2870100068	住吉高齢者生活支援センター	東灘区住吉本町3丁目7番41号	令和6年4月1日	社会福祉法人神戸老人ホーム
東灘	2870101348	友愛高齢者生活支援センター	東灘区鴨子ヶ原2丁目14-17	令和6年4月1日	社会福祉法人神戸老人ホーム
東灘	2870102502	あおぞらケアプランセンター	東灘区森南町1-5-1セルバ甲南山手3階	令和6年4月1日	株式会社RL
東灘	2870103468	ティンカーベル居宅介護支援事業所	東灘区田中町3丁目10番24号 ハイムポワール101号	令和6年4月1日	株式会社TinkerBell
灘	2870200066	田中医院指定居宅介護支援事業所かりん	灘区倉石通4-1-24	令和6年4月1日	医療法人社団田中医院
灘	2870202757	愛のきケアプランセンター	灘区新在家南町4丁目11-10	令和6年4月1日	有限会社杉河
灘	2870203128	トラストグレイス御影ケアプランセンター	灘区土山町16-1	令和6年4月1日	株式会社ハイメディック
灘	2870202393	高羽居宅介護支援事業所	灘区弓木町3丁目2番12号ベルエアー弓ノ木Ⅱ	令和6年5月1日	社会福祉法人神戸福生会
灘	2870202997	訪問看護ステーション オリーブ・リーフ	灘区瀬南通6丁目1番2号 ハイッ片山203	令和6年5月1日	株式会社オリーブ・リーフ
中央	2875100063	神戸高齢者ケアセンター真愛	中央区日暮通5丁目5-8神戸高齢者総合ケアセンター1F	令和6年4月1日	社会福祉法人イエス団
中央	2875100303	東川崎高齢者ケアセンター真愛	中央区東川崎町7-4-3	令和6年4月1日	社会福祉法人イエス団
中央	2875101038	山手さくら苑	中央区下山手通7丁目1-16	令和6年4月1日	社会福祉法人神戸中央福祉会
中央	2875104198	さくら福祉ケアセンター	中央区上筒井通2-1-1-101	令和6年4月1日	株式会社さくら福祉カレッジ
兵庫	2870500085	高齢者生協ケアステーションひらの	兵庫区下三条町8-20	令和6年4月1日	兵庫県高齢者生活協同組合
兵庫	2870502776	アーチ居宅介護支援事業所 大開	兵庫区大開通5丁目2-22 シーナ神戸大開ビル	令和6年4月1日	株式会社シーナ
兵庫	2870503717	真愛あらた 居宅介護支援事業所	兵庫区荒田町3丁目47番1号	令和6年4月1日	社会福祉法人イエス団
兵庫	2870503725	ぶらむケアプランニング	兵庫区駅前通4-1-32	令和6年4月1日	株式会社SNOWPLUM
兵庫	2870504137	ケアプランセンターとき	兵庫区永沢町4丁目4番5	令和6年6月1日	株式会社旬
北	2875000149	すずらんケアプランセンター	北区鈴蘭台西町1丁目26-2	令和6年4月1日	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会
北	2875002038	医療法人社団六心会指定居宅介護支援事業所ケアメイト神戸	北区鹿の子台北町8丁目11番1号	令和6年4月1日	医療法人社団六心会
北	2875003127	ケアプラン笑楽 岡場	北区藤原台中町1丁目2番2号 エコールリラ1F	令和6年4月1日	株式会社ビオネスト
北	2875003358	社会医療法人 寿栄会 ありまこうげん居宅介護支援事業所	北区長尾町上津4663番地の3	令和6年4月1日	社会医療法人寿栄会
北	2875003747	居宅介護支援事業所いこり	北区星和台5丁目7-70	令和6年4月1日	株式会社クリエーション介護
北	2875003838	ケアプランセンターかえで	北区鳴子2丁目17-2 サクセス星和台203	令和6年5月1日	株式会社ラフアンドケア
長田	2870600042	高齢者ケアセンターながた	長田区北町3丁目3	令和6年4月1日	社会福祉法人神戸福生会
長田	2870600109	さるびあケアプランセンター	長田区若松町4丁目2番15号 ビフレ新長田2階	令和6年4月1日	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会
長田	2870600117	長田愛の園居宅介護支援センター	長田区大塚町5丁目1番7号	令和6年4月1日	社会福祉法人ぶどうの枝福祉会
長田	2870603178	池田宮川居宅介護支援事業所	長田区長田町7丁目2-4	令和6年4月1日	社会福祉法人神戸福生会
長田	2870603798	介護センターきょうどう	長田区腕塚町2丁目1番15号	令和6年4月1日	神戸医療生活協同組合
長田	2870600075	高齢者生協ケアステーションながた	長田区大橋町9丁目4-6	令和6年5月1日	兵庫県高齢者生活協同組合
長田	2870603251	本町まちづくり工房	長田区駒ヶ林町3-14-8	令和6年5月1日	株式会社Happy
須磨	2860790084	北須磨訪問看護・リハビリセンター	須磨区多井畑字地獄谷12-2-203	令和6年4月1日	医療法人社団慈恵会
須磨	2870700040	あいハート須磨	須磨区松風町4丁目2-26	令和6年4月1日	社会福祉法人全電通近畿社会福祉事業団
須磨	2870700057	名谷愛の園居宅介護支援センター	須磨区北落合1丁目4-36白川コーポ214	令和6年4月1日	社会福祉法人ぶどうの枝福祉会
須磨	2870700065	こすもすケアプランセンター	須磨区大田町7丁目3-15	令和6年4月1日	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会
須磨	2870700164	神港園白川ケアプランセンター	須磨区白川台1丁目34-3	令和6年4月1日	社会福祉法人神港園
須磨	2870700701	ライフパートナー	須磨区平田町1-3-1	令和6年4月1日	株式会社ライフパートナー
須磨	2870701931	MEIN HAUS ケアプラン	須磨区大手町6-2-11	令和6年4月1日	医療法人社団思業会
須磨	2870701949	妙法寺愛の園居宅介護支援センター	須磨区妙法寺辻298	令和6年4月1日	社会福祉法人ぶどうの枝福祉会
須磨	2870703184	ケアプランセンター汐風	須磨区須磨浦通5丁目4番20号	令和6年4月1日	合同会社ゆずは
須磨	2870703416	ケアマネステーションわたぼうし	須磨区妙法寺字藪中1242	令和6年5月1日	医療法人社団林山朝日診療所
須磨	2870703556	ケアプランN&R	須磨区東落合3丁目8-21 DAIMON東落合1番館	令和6年5月1日	ケアプランN&R合同会社
須磨	2870703218	R-oneプラン リハ・リハ	須磨区高倉台1丁目1番2	令和6年9月1日	株式会社REHA・LIBERO
垂水	2870800014	オービーホームケアプランセンター	垂水区名谷町字猿倉273-7	令和6年4月1日	社会福祉法人丸
垂水	2870800311	居宅介護支援事業所ふるさと	垂水区塩屋町6丁目38-8	令和6年4月1日	社会福祉法人絆福祉会
垂水	2870801327	株式会社ベストウェルベストケア垂水営業所	垂水区学が丘4丁目22-33	令和6年4月1日	株式会社ベストウェル
垂水	2870801913	垂水在宅福祉センター	垂水区平磯1-2-5垂水年金会館2階	令和6年4月1日	社会福祉法人丸
垂水	2870804495	ケアプランセンターHARU	垂水区平磯4丁目3番21号フェニックスK2-402	令和6年4月1日	合同会社HARUmanagementgroup
垂水	2870804594	居宅介護支援事業所ふるさとmine	垂水区青山台4-7-14	令和6年4月1日	社会福祉法人絆福祉会
垂水	2870804628	エルフ ケアプランセンター西神戸	垂水区西脇1丁目4-9-1	令和6年9月1日	社会福祉法人正福会
西	2875200038	指定居宅介護支援事業所 サンホーム神戸西	西区平野町印路887-8	令和6年4月1日	社会福祉法人神戸日の出会
西	2875200061	永栄園居宅介護支援事業所	西区伊川谷町長坂800	令和6年4月1日	社会福祉法人神戸福生会
西	2875200129	なでしこケアセンター	西区春日台5丁目174-10	令和6年4月1日	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会
西	2875200194	グリーンホームはくあい	西区北山台3丁目1-1	令和6年4月1日	医療法人博愛会
西	2875203131	居宅介護支援事業所ふるさと有瀬	西区伊川谷町有瀬31-1 ファルファアーク伊川谷205	令和6年4月1日	社会福祉法人絆福祉会
西	2875203438	学恵都市居宅介護支援事業所	西区学園西町1丁目4番地キャンパススクエア東館1F	令和6年4月1日	社会福祉法人神戸福生会
西	2875204378	ケアマネステーションわたぼうしWEST	西区井吹台西町3-18-6	令和6年5月1日	医療法人社団林山朝日診療所
西	2875204139	リアルライフ神戸	西区伊川谷町有瀬696番地16	令和6年6月1日	株式会社いぶきの風
西	2875203149	プライムプラン リハ・リハ	西区前開南町2丁目13-14	令和6年9月1日	株式会社セラビット

フレイル改善通所サービス 会場数拡充

【背景】

- 令和5年度に市内14か所で実施しているフレイル改善通所サービスについて、定員数（定員20名）を超える会場や待機者が出る会場が生じているほか、各区1～2か所での開催となっていることから生活圏域から離れた方は参加しづらい状況にある。
- そのため、参加しやすくなるよう実施場所数を市内 **34 か所** まで拡大し、あわせて、現在は最長12か月の利用が可能となっているが、実施箇所数の拡大に伴い、多くの方が利用できるよう利用期間を最長6か月に短縮することにより、利用拡大を図る。

※フレイル：病気ではないが、加齢に伴う筋力や心身の活力の低下により介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態

※フレイル改善通所サービス：栄養（食・口腔）、運動、社会参加をバランスよく取り入れたプログラムを提供し社会参加を支援する事業

【事業概要】

- フレイル状態の方や、薬局・集団健診会場等で実施している国民健康保険のフレイルチェック事業で「リスクあり」と判定を受けた方等に積極的にフレイル改善通所サービスに参加勧奨できるよう、実施場所を市内 **34 か所** に増やし、複合的な介護予防プログラムの利用拡大を図る。
- フレイル対策事業の介護給付費削減等の効果検証を行い、今後の介護予防事業や、市民への介護予防啓等に活かし、戦略的な介護予防施策に取り組む。

実施主体：神戸市（委託）

実施場所：市内 **34 か所**

実施時期：令和6年4月 11か所で事業開始

8月 28か所を運営する委託事業者の追加公募⇒**23 か所**を選定

10月 追加 **23 か所**の運用開始（令和7年度も **34 か所**で継続実施予定）

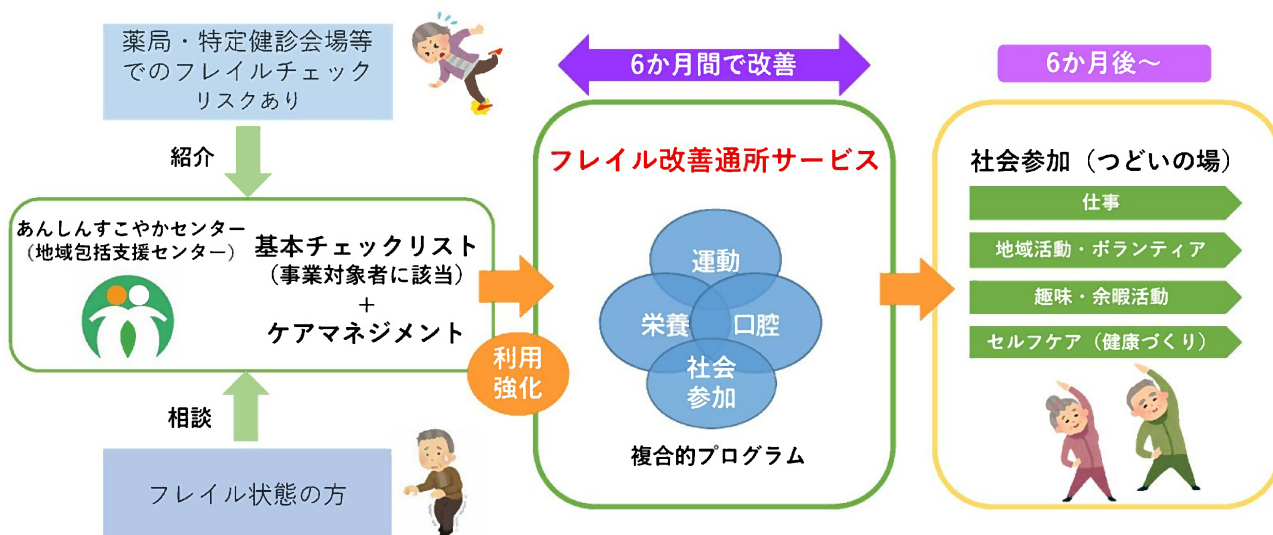
【事業効果・目標数値】

フレイル改善通所サービスの提供により、高齢者のフレイル改善及び介護給付費削減を図る。

【令和6年10月～運用】

- これまで受託していたフィットネス事業者4者に加え、新たにフィットネス事業者3社、介護サービス事業者2社の合計5社が参入。
- 区によって会場数のバラつきはあるもの1区に2か所以上の会場※を確保し、利便性の向上を図る。
※別紙会場一覧参照

（参考）サービス利用の流れ



2024年度 フレイル改善通所サービス会場・アクセス・開催日時 一覧

行政区 ※居住区外も利用可能	増設 会場	実施会場	アクセス	開催日時 ※詳細はスケジュールを確認
		住所		
東灘区		シーア5階集会所(JR住吉駅) 神戸市東灘区住吉本町1-2-1	JR住吉駅 徒歩5分	(火) 10:15~11:45
	新	北畑会館 神戸市東灘区本山北町6-2-8	阪急岡本駅 徒歩4分	(火) 10:00~11:30
灘区		セントラルウェルネスクラブ六甲道 1階スタジオ 神戸市灘区桜口町5-1-111ウェルブ六甲道5番街1番館	JR六甲道 徒歩6分	(水) 10:00~11:30
	新	神戸学生青年センター ウエスト1000 神戸市灘区八幡町4丁目9-22	阪急六甲駅 徒歩2分	(木) 13:30~15:00
	新	BBプラザ神戸(シマブンビル13階 会議室2) 神戸市灘区岩屋中町4丁目2-7	阪神岩屋駅 徒歩1分 JR灘駅 徒歩5分	(火) 10:00~11:30
中央区		三宮中央ビル 4階会議室 神戸市中央区御幸通4-2-20	各線三宮駅 徒歩5分	(木) 10:00~11:30
	新	神戸市立こうべまちづくり会館 神戸市中央区元町通4-2-14	地下鉄海岸線 みなと元町駅 徒歩2分	(金) 10:00~11:30
	新	コバンスポーツクラブ三宮 スタジオ 神戸市中央区北長狭通3丁目1-15トアロードスクエア4F	JR元町駅 徒歩3分	(水) 10:00~11:30
	新	レンタルスペースフォレスト 神戸市中央区三宮町1丁目5-29まるみやビル3-6F	各線三宮駅 徒歩3分	(金) 10:00~11:30
	新	東川崎地域福祉センター 神戸市中央区東川崎町5丁目1-1	JR神戸駅 徒歩11分	(木) 14:00~15:30
兵庫区		菊水地域福祉センター 神戸市兵庫区菊水町2丁目1-2	地下鉄山手線湊川公園駅 神戸龍鉄湊川駅 徒歩11分	(水) 14:00~15:30
	新	理学療法士がいるリハビリデイBE-Move 神戸市兵庫区駅前通2-1-29-132	JR兵庫駅 徒歩4分	(火) 15:30~17:00
	新	健康ライフプラザ フィットネスジム 神戸市兵庫区駅前南通5丁目1-2 健康ライフプラザ4F	JR兵庫駅 徒歩1分	(水) 10:30~12:00
	新	ヴィッセル神戸スポーツクラブ 神戸市兵庫区御崎町1丁目2-2	地下鉄海岸線 和田岬駅 徒歩11分	(金) 10:30~12:00
	新	スポーツクラブネサンス神戸 第2スタジオ 神戸市兵庫区駅前通1-2-1 兵庫アルパビル2~5F	JR兵庫駅 徒歩2分	(水) 14:00~15:30
北区		しあわせの村 研修館 第1研修室 神戸市北区しあわせの村1-1	神戸市バス しあわせ村病院前	(水) 13:30~15:00
	新	コバンスポーツクラブ神戸北町 1Fスタジオ 神戸市北区日の峰2-3-1	神戸市バス・阪急バス 日の峰2丁目 徒歩1分	(金) 14:30~16:00
		北神区文化センター 会議室4 神戸市北区藤原台中町1丁目3-1	神戸電鉄岡場駅 徒歩5分	(月) 10:00~11:30
長田区		長田区文化センター 第一会議室 神戸市長田区若松町5丁目5-1	JR新長田駅 徒歩1分	(火) 10:00~11:30
	新	セントラルスポーツジムスタ24西代 神戸市長田区御屋敷通3-1-56	山陽電鉄西代駅 徒歩1分	(金) 13:30~15:00
	新	丸山地域福祉センター 神戸市長田区丸山町2-3-50	神戸市バス 堀切 徒歩4分	(火) 10:00~11:30
	新	コバンスポーツクラブ新長田 スタジオ 神戸市長田区若松町5丁目2番1 アスタプラザファースト3階	JR新長田駅 徒歩2分	(火) 10:00~11:30
須磨区		須磨区文化センター 第2会議室 神戸市須磨区中島町1丁目2-3	JR鷹取駅・須磨海浜公園駅 山陽電鉄 東須磨駅 徒歩10分	(水) 10:00~11:30
		横尾集会場 大会議室 神戸市須磨区横尾1丁目11-2	地下鉄山手線横尾駅すぐ	(木) 10:15~11:45
	新	大黒地域福祉センター 神戸市須磨区大黒町2-2-12	山陽電鉄板宿駅 徒歩1分	(月) 13:30~15:00
	新	北須磨文化センター 中会議室 神戸市須磨区中落合3丁目1-2	地下鉄山手線 名谷駅 徒歩7分	(水) 10:00~11:30
	新	須磨の浦地域福祉センター 神戸市須磨区千守町1丁目1-20	山陽電鉄須磨駅 徒歩4分	(火) 10:00~11:30
	新	ビバタウン板宿4F Tラボスタジオ リハ・リハ 神戸市須磨区前池町3丁目4-1	地下鉄山手線 板宿駅 徒歩4分	(水) 14:00~15:30
	新	北須磨文化センター 神戸市須磨区中落合3丁目1-2	地下鉄山手線 名谷駅 徒歩7分	(木) 10:00~11:30
垂水区		垂水区文化センター 和室 神戸市垂水区平磯1-2-5 レバンテ垂水2番館3階	山陽電鉄山陽垂水駅 JR垂水駅 徒歩3分	(月) 10:00~11:30
	新	多聞南地域福祉センター 神戸市垂水区本多聞6-8-12	神戸市バス 本多聞7丁目 徒歩8分	(火) 14:00~15:30
西区		セリオホール 半面A 神戸市西区井吹台東町1-1	地下鉄山手線西神南駅すぐ	(水) 10:30~12:00
	新	西区文化センター 会議室2 神戸市西区梶台5丁目6-1	地下鉄山手線 西神中央駅 徒歩3分	(木) 13:30~15:00
	新	玉津南公民館 第2会議室 神戸市西区玉津町上池314	神姫バス 玉津南公民館前すぐ	(木) 14:00~15:30

65歳以上のあなたへ

フレイル改善通所 サービスのご案内



フレイルとは、年齢とともに心や身体が弱くなり、介護が必要になりやすい状態のことです。人との交流や、食事・運動・お口の機能を見直し、バランスよく取り組むことでフレイルを改善することができます。

あなたは大丈夫！？ セルフチェックしてみましょう！

- ☐ 半年間で体重が2～3kg減少した
- ☐ 以前より疲れやすくなった
- ☐ 定期的に身体を動かしていない
- ☐ ペットボトルのふたが開けにくくなった
- ☐ 横断歩道を青信号のうちに渡りきるのが難しくなった
- ☐ MCI（軽度認知障害）と診断された

フレイルかも？と思ったあなたへ

フレイル改善通所サービスは、「栄養」「運動」「社会参加」の複合型プログラムを取り入れた、神戸市主催の6ヶ月間の介護予防教室です。

「フレイル改善通所サービス」の1日の流れ

準備		～30分			～60分			～90分	
受付	講話・ グループ ワーク	準備 運動	指や頭 の体操	バランス力 強化	休憩	筋トレ	認知症予防 運動	体力 向上運動	クールダウン 振り返り 宿題提案

※管理栄養士や歯科衛生士の講話もあります！

お問い合わせ

お住まいの地域のあんしんすこやかセンター



詳細はHPを
チェック！

概要

対象者 65歳以上で要支援1・2の方、もしくは事業対象者の方

期間 6か月（週1回/90分程度）

自己負担 200円 / 回

※資料代として

申し込み方法

- 1 あんしんすこやかセンターの担当者（ケアプラン作成者）が、お身体の状態や生活状況などを確認し、ケアプランを作成します。
- 2 担当者がご本人に代わり、フレイル改善通所サービス事業所へ申込みます。定員がいっぱいの場合は利用まで少しお時間がかかります。
- 3 フレイル改善通所サービス事業所から日時・場所が記載された「案内文」をお送りしますので、ご参加ください。

開催場所一覧



開催場所は市内に34箇所あります

会場の詳細やスケジュールはこちらから！

※参加しやすい場所であれば、お住まいの区に限らず参加可能です

利用者の声

その1 以前は、歩いていると躓いたり、ふと体力・筋力がないことに気が付きました。今は元気に動ける時間が長く、足腰がしっかりしてきました。



これまでの利用者の方のデータ分析の結果、歩行能力や筋力UPさらには、うつ傾向の改善効果が認められました！

その2 一人での参加は初めは不安でしたが、講師や仲間がいつも明るく声をかけてくれるので、教室に行くのが楽しみになりました。



あまり人と関わるのが得意でない方も講師が優しくサポートします。自然に仲間との交流の機会を得られます。

お問い合わせ | お住まいの地域のあんしんすこやかセンター

注意 | お身体の状態や生活状況によって、別のサービスをご提案することがあります。ご了承のうえ、ご相談ください。

※お住まいの地域のあんしんすこやかセンターは表面の二次元コードから検索できます

BE KOBE